

# 令和5年度 一般廃棄物処理実施計画

## 秋田県 三種町

令和5年度 三種町一般廃棄物処理実施計画

## 【ごみ処理実施計画】

### 1. 基本事項

#### (1) 基本方針

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「三種町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、「三種町一般廃棄物処理基本計画」で定める事項の実施のために必要な事項について定めるものである。

#### (2) 計画期間

本計画の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

#### (3) 計画区域

本計画の対象区域は、本町の行政区域全体とする。

#### (4) 計画の範囲

本計画の対象とする廃棄物は、一般廃棄物とする。

### 2. 処理計画

#### (1) ごみの種類および排出量目標

種 類	排 出 量	合 計
可 燃 ご み	3,071 t	3,549 t / 年
不 燃 ご み	152 t	
資 源 ご み	265 t	
その他のごみ	4 t	
粗 大 ご み	57 t	

#### (2) 処理主体

分別区分	処理主体	
	収集運搬	処 理
可燃ごみ	町（委託）または排出者	能代山本広域市町村圏組合
不燃ごみ	町（委託）または排出者	町（直営）※水銀含有ごみは処理業者引き渡し
資源ごみ	町（委託）	町（委託）
その他のごみ	町（委託）	処理業者引き渡し
粗大ごみ	排出者	町（直営）及び能代山本広域市町村圏組合

(3) 収集・運搬計画

①ごみの種類と分別

ごみの種類	分別区分	対 象 物
可燃ごみ	もえるごみ	生ごみ、紙・布類、プラスチック類、ゴム・革類、草木類など
不燃ごみ	もえないごみ 小型家電	・金属類、せともの類、ガラス類など ・デジタルカメラ、携帯電話など
資源ごみ	缶飲食品用	飲食物が入っていたスチール缶やアルミ缶
	ビン	無色透明ビン、茶色ビン、その他色ビン ※飲食用のもの
	ペットボトル	飲料用ペットボトル
	古紙	新聞紙、雑誌、ダンボールなど
その他のごみ	乾電池 水銀含有ごみ	・乾電池（バッテリー及び充電式電池等は除く） ・蛍光管、体温計など
粗大ごみ	粗大ごみ	・自転車、鉄くず類、ストーブ類など ・家具類、寝具類、敷物類など

②ごみの排出方法

ごみの分別	収集方法	収集回数	排出方法	収集方法
1. 可燃ごみ (1)もえるごみ	ごみステーション	2回/週	指定ごみ袋	委託 収集
2. 不燃ごみ (2)もえないごみ	ごみステーション	1回/月	指定ごみ袋	
(3)水銀含有ごみ		3回/年	紙箱や袋	
3. 資源ごみ (4)飲食品用缶	ごみステーション ※琴丘・山本 地域は古紙の み指定の場所	1回/月	指定ごみ袋	
(5)ビン			ひもで束ねる	
(6)ペットボトル				
(7)古紙				
4. その他のごみ (8)乾電池	ごみステーション	2回/年	指定ごみ袋	
5. 粗大ごみ (9)鉄くず等	町処理場	受入日	一般廃棄物処理券	直接 搬入
(10)家具等	広域処理工場	受入日	100kgにつき 630円	

③ごみの収集運搬等

ア. 施設への搬入計画

各地域のごみステーションから収集したごみは、次のとおりとする。

区 分	搬 入 先
可燃ごみ	南部清掃工場 ※令和8年度から新ごみ処理施設
不燃ごみ	町（直営）処理場 ※令和8年度から新ごみ処理施設 ※小型家電は役場本庁・支所の回収ボックスでも受け入れ後、指定業者に引き渡し
資源ごみ	処理業者へ引き渡し
その他のごみ	処理業者へ引き渡し

イ. 町で収集するごみ

町が収集するごみは、ごみ収集日程表に基づいてごみステーション及び指定の場所に出された家庭系ごみとする。なお、事業活動に伴って排出される事業系ごみについては、事業者の責任において直接処理施設に搬入、もしくは許可業者へ委託するものとする。

ウ. 町で収集しないごみ

区 分	品 名
粗大ごみ	乗り物類、ストーブ類、鉄くず類、家具類、寝具類、敷物類
家電リサイクル法対象品目	テレビ（液晶、プラズマ、ブラウン管）、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機
資源有効利用促進法対象品目	パソコン、ディスプレイ
二輪車リサイクルシステム対象品目	リサイクルシステム参加事業者が製造または輸入し、国内で販売した二輪車
廃消火器リサイクルシステム対象品目	小型消火器及び大型消火器
特別管理一般廃棄物※	注射針等鋭利なもの、感染性を有するもの
適正処理困難物	燃料類（ガソリン、オイルなど）、バッテリー・タイヤ、自動車部品、農機具類、農業用資材、薬品類（農薬など）、充電式電池、産業廃棄物（建築廃材を含む）、ガスボンベ、コンクリート・ブロックなど
一時多量ごみ	引越しごみ、選定枝など

※在宅医療廃棄物は、非鋭利で感染性に極めて低いものは可燃ごみとして収集

(4) ごみの排出量・資源化の目標

①令和9年度ごみ排出量目標について（対令和2年度実績値）

区 分	令和2年度実績	令和9年度目標	増 減
生活系ごみ	3,554 t	2,647 t	-907 t
事業系ごみ	1,290 t	902 t	-388 t
ごみ排出量	4,844 t	3,549 t	-1,295 t
うち資源ごみ量	264 t	265 t	+1 t
町人口	15,921 人	13,815 人	-2,106 人
1人1日当たり のごみ排出量（資 源ごみを除く）	569g/人・日	525g/人・日	-44g/人・日
リサイクル率	5.5%	7.5%	+2.0%

※人口は各年度9月30日現在の人口で計算

②資源化量の目標と令和2年度実績との比較

区 分	令和2年度実績	令和9年度目標	目標比
ごみ排出量	4,844 t	3,549 t	-1,295 t
資源化量	264 t	265 t	+1 t
ダンボール	19 t	19 t	±0 t
紙類	121 t	121 t	±0 t
牛乳パック	0 t	1 t	+1 t
スチール缶	10 t	10 t	±0 t
アルミ缶	14 t	14 t	±0 t
ペットボトル	11 t	11 t	±0 t
ビン類	71 t	71 t	±0 t
その他	18 t	18 t	±0 t
リサイクル率	5.5%	7.5%	+2.0%

(5) ごみの減量化・資源化計画

① 意識啓発の推進

ア. 効果的な情報提供

町の広報やチラシ配布など様々な機会でも情報を発信し、自ら率先して減量化へ取り組む環境づくりを図る。

イ. 環境教育の推進

循環型社会の形成に向けた知識と行動の習得のために、学校での環境教育・環境学習の継続に取り組む。

ウ. 不法投棄、ポイ捨ての根絶

不法投棄防止監視員による巡回、防止看板設置のみならず、秋田県との連携、悪質な不法投棄の警察への届出などを強化する。

② ごみの減量化に向け意識の向上

ア. 家庭系ごみの減量化

生ごみに多く含まれる水分を減らす「水切り」や食品残さの減量に関する啓発や情報提供を実施する。

イ. 事業系ごみの減量化

事業者に対して資源ごみの分別徹底を促すとともに、排出者処理責任の徹底を推進する。

ウ. 生ごみの堆肥化等の推進

コンポストの利用、EM菌を活用した生ごみの堆肥化の推進を図る。

③ 2R（リデュース・リユース）の活発化

ア. 生ごみの減量化（リデュース）

食材の適量使用による食品残さの抑制を促す情報発信を推進する。

イ. マイバック運動の推進（リデュース）

買い物の際のマイバックの持参や過剰包装を断ることを習慣づけるため、マイバック利用啓発活動を実施し、ごみの発生抑制への意識付けを図る。

ウ. 再使用の推進（リユース）

リサイクルショップ等の利用を促進し、フリーマーケット等の情報を発信することにより、再使用を促進する。

④ リサイクルの促進

ア. ごみの分別徹底

ごみの出し方と分別の周知徹底を図ることにより、資源物の分別を図る。

イ. リサイクル活動への協力

資源ごみ回収の他、スーパー等における紙パックや白色トレイ等の回収品目の拡大について協力を要請する。

ウ. リサイクル事業への協力

使用済小型家電からの希少金属等の回収を促進するため、回収ボックスの設置を継続しつつ小型家電リサイクルの啓発活動を推進する。

エ. 不燃ごみの資源化

現在、最終処分場で埋立処理をしているが、中間処理により資源化物を回収できることから、粗大ごみ処理施設への搬入を促し資源化を促進する。

## ⑤ ごみの適正処理

### ア. ごみステーションの適正管理

ごみステーションは自治会・町内会等で管理運営をしていることから、今後も適正管理ができるよう連携・協力を図る。

### イ. 安全なごみ収集の継続

危険ごみ（スプレー缶やライター等）の混入による収集車の火災事故を防ぐため、ごみの分別徹底の周知啓発を図る。

### ウ. 適正な排出の徹底

家電リサイクル法に基づく家電4品目や消火器、バッテリーなどの処理困難物については、搬出及び処理方法の周知を図る。

### エ. 最終処分場の延命

持ち込まれたごみも資源化できるものは再資源化し、延命化を図る。

## （5）中間処理施設の概要

### ア. 南部清掃工場

設置主体	能代山本広域市町村圏組合
所在地	三種町鶴川字上笠岡 70 番地 21
竣工年月	平成 7 年 3 月
処理能力等	焼却施設 ・焼却能力：144 t / 日（72 t / 24 h × 2 炉） ・処理方法：全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）

### イ. 北部粗大ごみ処理施設

設置主体	能代山本広域市町村圏組合
所在地	八峰町沼田字横長根 1 番地の 5
竣工年月	昭和 61 年 3 月
処理能力	・施設規模：30 t / 5h ・機械選別数：4 種選別（鉄、アルミ、可燃残渣、不燃残渣） ・処理方法：横軸回転式（25 t / 5 h）、せん断式（5 t / 5 h） 磁選機、トロンメル、アルミ選別機

ウ. 一般廃棄物処理施設（新）

設置主体	能代山本広域市町村圏組合
所在地	能代市竹生字天神谷地 121-1、122-1、122-3、121-4
竣工年月	令和 8 年 3 月（予定）
処理能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみ 80t/日 全連続ストーカ炉（廃熱ボイラ・発電付）</li> <li>・不燃・粗大ごみ 5t/日 破碎・機械選別式</li> </ul>

令和 6 年 8 月までは、南部清掃工場から排出される焼却残さ（焼却灰、飛灰処理物（固化物）及び北部粗大ごみ処理施設から排出される不燃残さは、能代市が所有する最終処分場で埋立処理をする。令和 6 年 9 月からは、大館市の民間処分場エコシステム花岡へ委託処分を行う予定である。

（6）最終処分場の概要

ア. 舞台沢投棄場

所在地	三種町鶴川字舞台沢 17 番地 1 地内
埋立開始年	昭和 46 年
処理能力等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立対象物：不燃ごみ（ガラス・セトモノ等）</li> <li>・埋立面積：6,700 m<sup>2</sup></li> <li>・埋立容量：11,000 m<sup>3</sup></li> <li>・埋立高：約 10m</li> </ul>

イ. 大沢ごみ処理場

所在地	三種町鹿渡字猿田大沢 137 番地 1 地内
埋立開始年	昭和 50 年
処理能力等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立対象物：不燃ごみ（ガラス・セトモノ等）</li> <li>・埋立面積：6,995 m<sup>2</sup></li> <li>・埋立容量：48,000 m<sup>3</sup></li> <li>・埋立高：約 10m</li> </ul>

ウ. 清吉根小屋沢処理場

所在地	三種町森岳字清吉根小屋沢 1 番地 7
埋立開始年	昭和 45 年
処理能力等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立対象物：不燃ごみ（ガラス・セトモノ等）</li> <li>・埋立面積：39,174 m<sup>2</sup></li> <li>・埋立容量：91,675 m<sup>3</sup></li> <li>・埋立高：約 20m</li> </ul>



エ. 増沢処理場

所在地	三種町下岩川字増沢 43 番地 55
埋立開始年	昭和 49 年
処理能力等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立対象物：不燃ごみ（ガラス・セトモノ等）</li> <li>・埋立面積：8,559 m<sup>2</sup></li> <li>・埋立容量：45,350 m<sup>3</sup></li> <li>・埋立高：約 5m</li> </ul>

【生活排水処理実施計画】

1. 計画期間

本計画の期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

2. 計画区域

本計画の対象区域は、本町の行政区域全体とする。

3. し尿処理現状

	H29	H30	R1	R2	R3
処理量 (t)	3,444	3,261	3,073	2,962	2,823
前年対比 (%)	98.6	94.7	94.2	96.4	95.3

※能代山本広域市町村圏組合への搬出量

4. 処理区分ごとの人口・処理主体

ア 生活排水処理計画（令和 4 年 3 月 31 日現在）

区 分	人 口	処理主体
行政区域内人口	15,250 人	—
水洗化・生活雑排水処理人口	11,611 人	—
公共下水道	8,326 人	県
農業集落排水	1,038 人	町
浄化槽（合併処理及び単独処理）	2,247 人	個人
非水洗化人口（汲み取り）	3,639 人	広域

※し尿及び浄化槽汚泥については、能代山本広域市町村圏組合の中央衛生処理場へ搬出し、中間処理をする。

#### イ し尿・汚泥の処理計画

公共下水道計画区域にあつては、未加入世帯に対し下水道への加入促進及び啓発を継続的に行う。計画区域外にあつては、合併浄化槽や農業集落排水により処理をし、浄化槽の新規設置者に対しては補助金を交付し普及を促進する。

#### 5. し尿排出予測量

	R5	R6	R7	R8	R9
処理量 (t)	2,496	2,342	2,188	2,034	1,880

#### 6. し尿処理施設の概要

施設の名称	中央衛生処理場
設置主体	能代山本広域市町村圏組合
所在地	能代市河戸川西山下 1-2
稼働年月	平成 11 年 4 月
処理方法	高負荷脱窒素処理法+高度処理方式
処理能力	120 kℓ/日

※発生汚泥は令和 2 年 4 月から大館市の汚泥資源化施設へ搬出し、県北地域を範囲とした広域的な資源化処理を行っている。